

(成年後見人等候補者用)

誓 約 書

- 1 成年後見人等の職務及び責任については、十分に理解いたしました。
- 2 これから成年後見人等の職務を行うにあたり、次のことを実行し、誠実に後見事務を行うことを約束します。
 - ① 本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮する。
 - ② 選任後1か月以内に「財産目録」，「収支予定表」を作成し、家庭裁判所に提出する。
 - ③ 本人の財産は、あくまで他人の財産という意識で管理し、自分自身の財産と混同しないよう適切に管理する。
 - ④ 本人の収支の状況はノート（金銭出納帳）に記録し、領収書、契約書等は保管する。
 - ⑤ 家庭裁判所から報告を求められた場合は、期限内に報告して指示に従う。
 - ⑥ 本人が死亡した場合や、後見事務を行っていく上で判断に迷った場合には、家庭裁判所に報告・連絡する。
- 3 次のいずれかに該当する場合、成年後見人等を解任されても異議はありません。
 - ① 家庭裁判所が定めた期限内に報告書を提出しない場合
 - ② 本人の財産を不当に費消する等、不正又は不適當な後見等事務を行った場合

平成 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

⑨

長崎家庭裁判所（☐ 支部・出張所） 御中